

和光市介護保険条例の改正について

I 改正理由

令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しによるもの

令和 7 年度の税制改正で給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられたことにより、例えば令和 7 年度と令和 8 年度で同じ収入であっても、令和 7 年度より令和 8 年度の方が低い所得になる方が出てくる。このことにより介護保険料収入額が見込みより減少する可能性があるため、令和 8 年度の保険料算定では特例措置が講じられる。

●給与所得控除が引き上げられたため、給与所得額を含む合計所得金額が減少する。

↓

●合計所得金額が減少することにより、一部の被保険者の賦課段階に移動が生じる。

↓

●介護保険料の収入額が見込みよりも減少してしまう。

↓

●特例措置を講じて介護保険料の収入減少を防ぐ。

特例措置の内容：令和 8 年度の保険料算定に限り、改正前の給与所得控除額が適用されたものとして所得を計算し、保険料段階を判定する。

具体的には、給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満である第 1 号被保険者及び世帯内の者について、合計所得金額に給与所得控除額の引上げ額を加算した額を用いる。

目的：第 9 期介護保険事業計画期間中の保険料収入の減少を防ぐためのもの。

将来： 令和 9 年度以降は新たな事業計画期間となるため、特例措置は適用されず、改正後の所得基準で算定される。

2 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日